

装事艦第346号
27.10.1

関係会社社長 殿

防衛装備庁調達事業部長
(公印省略)

艦艇及び艦艇用主機等の完成図書の提出要領について (通知)

標記について、下記のとおり通知します。

記

- 1 完成図書の提出期限は、契約締結時に契約者双方が協議して誓約書をもって定めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により、提出期限までに提出できないものがある場合には、契約の相手方は、あらかじめ遅延の理由及び提出完了予定を地方防衛局長等（北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。）を経由して支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官へ提出するものとする。

写送付先：各地方防衛局長